

学校生活について

1 交通について

(1) 免許取得について

① 原付バイク免許証取得について

- ア 免許証は1年生の夏休み以降に取得する。(学校を欠席して取得することは禁止する。)
- イ 免許証取得前には必ず「原付バイク免許証取得許可願」を担任に提出する。
- ウ 免許証取得後は必ず免許証のコピーを貼付した「原付バイク免許証取得届」を担任に提出する。加えて、原付バイクを購入した際にはバイクの車種・ナンバーを上記取得届けに記載する。

② 四輪車免許証取得について

- ア 自動車学校への入校希望者は、四輪車免許証取得に関する書類(取得許可願・誓約書)を担任に提出する。
 - イ 自動車学校への入校は、第3学年の11月1日以降とする。
 - ウ 自動車学校への通学は、放課後・土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業中に限る。但し、定期考査期間中及び定期考査前1週間の通学は禁じる。
 - エ 自動車学校への通学に際して、常に麻生高校生としての自覚を持ち、高校生としてふさわしくない行動は絶対にしない。
 - オ 免許証取得後は、必ず取得届を提出する。また在学中に四輪車を運転することは禁止である。
- ③ 普通二輪車免許取得は、理由の如何を問わず禁止である。また、普通二輪車への同乗も禁止である。

2 制服について

(1) 着用については、高校生としての品位を保ち、個性を尊重し合えるものとする。

(2) 制服(冬期) (10月1日～5月31日)

- ① 学生服は、黒色の詰襟学生服に学生ズボンとし、Yシャツを必ず着用する。
セーラー服は、濃紺の本校指定のセーラー服に本校指定のスカートを着用する。
 - ② 学生服着用時の防寒着については、学生服の下に着用する。
セーラー服着用時の防寒着については、セーラー服の上にカーディガン(黒・紺の単色のみ)を着用することを認める。
スカート着用時には、黒のストッキングを着用しても良い。また、ストッキングの上に靴下を履くことは認める。
- ※ ハーフコート・ダッフルコートや部活動で使用しているウインドブレーカー・ボアコートは認める。

(3) 制服(夏期) (6月1日～9月30日)

- ① 学生服の夏服は、白の開襟シャツ又は白のYシャツに学生ズボンを着用する。
セーラー服は本校指定の夏用セーラー服に本校指定のスカート(ウエスト・裾部分に校章入り。ひだ数24本)を着用する。
- ② 必ず左胸ポケット上縁に、本校所定の校章をつける。(校章は、アイロンプリント。)
- ③ 夏期の防寒着については、学生ズボン着用時は学生服を使用する。セーラー服着用時は、黒・紺の単色のカーディガンを着用する。

(4) 制服の着こなし等について

- ① 制服は体型に合ったものを着用する。
- ② 校章・クラス章は所定の位置に必ずつける。
- ③ 制服のボタンは所定の位置に必ずつける(袖ボタンは2個とする)。
- ④ ベルトの色は、黒・茶のみとする。また、飾りのついたバックルは、禁止する。
- ⑤ セーラー服は、必ずスカート及びカフスを着用する。
- ⑥ スカートの長さはスカートの丈が膝にかかる程度とする。
- ⑦ 靴下は、黒、紺、白でくるぶしが隠れるものとする。
- ⑧ 靴は黒又は茶の革靴もしくは運動靴とする。
- ⑨ 夏期及び冬期の移行期間として、着用開始1週間前から、着用開始1週間後までは、両制服の着用を認める。
- ⑩ パーカーなど私服に該当するものは、着用しない。
- ⑪ 装飾品(マニキュア・口紅・その他化粧・ピアス・カラーコンタクト等)は、身に付けない。

3 髪型

- (1) 流行にとらわれない高校生らしい髪型とする。
- (2) 清潔端正なものとし、脱色・染色・パーマ・アイロン・カール・エクステ等は認めない。
ヘアピン・ヘアゴムの色は、派手でないものとする。
- (3) 脱色・染色・縮毛矯正・ヘアアイロン等で著しく髪の色が変質した場合は、速やかに改善する。

4 許可を要するもの

- (1) 部活動で送別会等を実施する場合。
- (2) 校内・校外で集会を実施する場合。
- (3) 怪我等により異装をしなければならない場合。
- (4) アルバイトを実施する場合。

5 アルバイト規定

- (1) アルバイト希望者は許可申請用紙に記入の上担任に提出し、その後生徒指導部長との面談を経て校長の許可を得る。
- (2) 原則として1年生は1学期中間考査終了後からとする。
- (3) 考査1週間前、考査中は禁止とする。
- (4) アルコールの提供を主とする業務など、高校生としてふさわしくない業務に就くことは禁止とする。
- (5) 実施時間は午後8時までとする。